

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 19 年 2 月 15 日（木曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 佐藤 恵子 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 伊澤 貞夫 議員

4 番 金野 次男 議員

5 番 森 長一郎 議員

6 番 寺澤 正志 議員

7 番 板橋 恵一 議員

8 番 伊藤 一郎 議員

9 番 相澤 耀司 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 小林 立雄 議員

12 番 昌浦 泰己 議員

14 番 中村 善吉 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 石橋 源一 議員

17 番 松村 敬子 議員

18 番 根本 朝栄 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長(阿部五一)

おはようございます。

いよいよきょうから今年第 1 回の議会定例会が開会されるわけですが、期間も長いことでもございますので、体調管理には十分注意されまして頑張ってくださいというふうに思います。よろしくお祈りを申し上げます。

これより平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において相澤耀司議員及び藤原益栄議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 7 日までの 21 日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 21 日間と決定いたしました。

---

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 3 施政方針

○議長（阿部五一）

日程第 3、施政方針に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会に、平成 19 年度一般会計予算案を初め各種特別会計等予算案並びに諸案件を提案し、御審議をいただくに当たり、市政運営に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年8月、市長に就任して以来、私は、市民の皆様とともに、豊かで元気な多賀城を創造していくということを一貫して主張してまいりました。

これまで折に触れ、市民の皆様との対話を重ねてまいりましたが、その場で改めて実感したことは、市民一人ひとりが自分たちの暮らす地域をいかに住みよいまちにするかを真剣に考え、実際に行動しているということでございます。

昨年12月に行われました旧長崎屋壁面のらくがき消し隊の活動は、まさにこれを象徴する出来事でした。

我々行政に携わる者は、そのような市民の力と思いを肌身で感じ取り、市民主体の行政運営のために、どのような努力も惜しむべきではありません。

元来、地方自治は住民福祉の増進を図ることを基本として、その地域における行政を自主的かつ総合的に推進する役割を広く担うものであります。

このことを行政に携わる我々一人ひとりが強く自覚し、その責任をしっかりと果たしていかなければなりません。

その上で、より多くの市民が感奮興起して自治体運営に参画できるよう、常に市民の信頼の対象となる見解と行動を示すことが重要であります。

私は、このような市政運営こそが、「市民の皆様との対話を促進し、ともに豊かで元気な多賀城を実現する最善の方法である」という信念のもと、真の市民参画を目指す地方自治体の長として、リーダーシップを発揮してまいります。

平成14年2月を起点とする現在の景気拡大は、企業収益の改善に支えられ、戦後最長記録を更新したと言われております。

しかしながら、その一方では、地域間で景気回復にばらつきが見られるといった問題が指摘されております。

これに対し、政府は、「活力に満ちた日本経済は元気な地域経済に支えられて実現する」との理念のもと、地域が独自の取り組みを推進し、住民の知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わることができるよう、地方分権改革への取り組みを深め、地域活性化を推進していくとしております。

地方分権改革への取り組みが加速し、深まりを見せていく中で、多賀城市はこれまでもさまざまな行財政改革に取り組み、市民の豊かで元気な暮らしを支える公共サービスの維持と充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、財政運営は極めて厳しい状況にあり、少子高齢化や人口減少が進めば、将来の世代への負担がより一層増していくであろうことは明白であります。かといって、安易な歳出抑制によってのみ財政健全化を進め、本当に必要な公共サービスの供給を怠るということになれば、社会病理現象や社会秩序の乱れといった問題が生じてくることは推して知るべしであります。

私に課せられた使命は、市民が日々の暮らしに安全と安心を感じ、物の豊かさばかりではなく、心の満足度が幸せの尺度となる、多様性と創造性に満ちあふれた社会を実現することです。

そのためには、防犯・防災、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育など、日々の暮らしを支える公共サービスについて、多くの市民の皆さんが参画する仕組みの中で、その量や質、手法が決定されるものでなければなりません。

このような取り組みは、市民の共感と協働があつてこそ推進できるものでありますから、行政評価や一層の情報公開を通して、あるべき都市像や目標を共有し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった分権型社会のゴールを目指してまいります。

市長選挙時のマニフェストとして掲げた、私の政策の基本的な方向であります「安全・安心」、「元気」、「快適」、そして「感動」という四つのビジョンを実現するため、第四次多賀城市総合計画に定める実施計画を定め、将来にわたって豊かで元気な多賀城を創造してまいります。

そもそも、実施計画は、今後のまちづくりの中心となる施策の事業化を目的とするもので、これら実施計画に基づく事業については、向こう3年間にわたり、予算と計画の両面から担保しようとするものでございます。

このように、実施計画は、今後のまちづくりに必要不可欠なものでございますが、過去に経験したことのない厳しい財源不足が想定される状況において、この実施計画の対象範囲を拡大していけば、その他の必要な公共サービスの持続的な供給は、大変困難なものとなってまいります。

したがって、今回の実施計画につきましては、将来の世代に重い負担を残さないようにするため、すべての事務事業の抜本的な見直しのもと、これまで以上に選択と集中を深め、限定した計画とさせていただきます。また、今回の実施計画に基づく事業経費については、当初予算に計上させていただいたものと、事業の実効性を高めるために、しかるべき調査・研究・準備作業を経た後に、補正予算において計上させていただくものとがございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

初めに、「安全・安心」な暮らしを実現するための実施計画でございますが、全国的にも特異な事件・事故が発生し、刑法犯認知件数も高水準で推移している中、市民が日常生活において感じる不安も著しく増大しております。

このような状況に対処するため、市民総ぐるみで犯罪防止に取り組んでいくことができるよう、安全・安心まちづくり事業を展開してまいります。

この事業は、市民、事業者、関係団体並びに行政が、犯罪防止に連帯して取り組む上での行動規範と基本理念を示した安全・安心まちづくり条例の整備を初め、多賀城駅前警察官立寄所を拠点に、防犯関係団体の交流を促進し、そのネットワークを強化することにより、さらなる地域防犯活動を促進するものでございます。

さらに、共働きなどで保護者の帰宅が遅くなる家庭の児童が、小学校の授業を終えてから保護者が帰宅するまでの間を安全に過ごすことができ、また心身ともに健全に育つことができるよう、定年退職を迎えた方やベテラン主婦の支援を得ながら、たがじょう子ども生活塾を実施してまいります。平成19年度当初は、ニーズ調査や支援者育成、モニター事業を通して実施に向けての体制を整え、準備ができ次第、本格的に取り組んでまいります。

また、今後10年以内に60%という高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に備え、市内小中学校の耐震対策を推進してまいります。平成19年度におきましては、多賀城小学校の校舍改築工事を進め、3学期から利用できるように整備してまいります。

なお、多賀城小学校以外の耐震対策につきましても、具体的な整備の時期や整備手法を検討し、計画的な取り組みを推進してまいります。

次に、「元気」な暮らしを実現するための実施計画でございますが、史都市心の顔づくりとして多賀城駅北側と南側の一体的な整備を推進してまいります。

この事業は、JR 仙石線連続立体交差事業や多賀城駅周辺土地区画整理事業並びに都市計画道路高崎大代線や市道留ヶ谷線等の関連道路の改良事業、また、中心市街地活性化事業を総合的に実施するものでございます。

なお、JR 仙石線連続立体交差事業につきましては、引き続き仮線工事が進められるとともに、仮線工事完了次第、高架化工事に着手することとなっております。

また、中心市街地活性化事業につきましては、まちづくり三法の改正に伴う新たな推進組織となる中心市街地活性化協議会の設立並びに認定基本計画の策定に取りかかるとともに、多賀城駅北地区市街地再開発事業を推進してまいります。

次に、「快適」で「感動」のある暮らしを実現するための実施計画でございますが、伝統と歴史に支えられた多賀城のイメージが高く美しく保たれ、市民が郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、歴史の道・詩都景観形成事業に取り組んでまいります。

この事業につきましては、名所・旧跡を中心にした良好な景観や美しいまちなみをつくり上げていくことを目的とするものでありますが、平成 19 年度におきましては、今後どのような形で行動していくかにつきまして、地域住民の皆様並びに関係団体の皆様と一緒に具体的な行動指針づくりに取り組んでまいります。

また、これから、団塊の世代が定年を迎えていくわけでございますが、人生 80 年という時代を踏まえ、生涯にわたり高齢者が元気で生きがいに満ちあふれた生活を送っていただくためにも、長年の人生経験の中で培った知識と経験をぜひとも地域のまちづくりに生かしていただき、さらには地域自治・市民活動の牽引者として御活躍いただけるような活動環境の基盤整備をハード・ソフト両面から推進してまいります。

続きまして、平成 19 年度に取り組んでまいります主要な施策につきましては、第四次多賀城市総合計画に定める政策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、公共交通に関する施策につきまして御説明申し上げます。

宮城交通が運行してきた七ヶ浜循環線が、昨年 12 月 20 日をもって廃止となったことから、当該沿線の地域住民の通勤、通学等の足の確保という共通課題を有する多賀城市、七ヶ浜町並びに塩竈市とが連携し、代替路線バスの運行に取り組んでまいりました。

引き続き、当該路線バスを運行するとともに、多賀城東部線ユーアイバスについても 2 市 1 町が連携することにより、効率的で効果的な運行に努めてまいります。

次に、交通安全に関する施策でございますが、飲酒運転の根絶に向け、これまでも飲食店キャンペーン等を積極的に推進してまいりましたが、平成 19 年度におきましては、それらの取り組みに加えまして、より身近な家庭内での意識を高め、理解を深めるための啓発に力を注いでまいります。

次に、防犯に関する施策でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、実施計画に基づき、安全・安心のまちづくりを行ってまいります。

次に、消防に関する施策でございますが、市川地区に設置している多賀城市消防団第3分団ポンプ車置場の移設が必要となったことから、平成19年度内の移設完了を目指して工事を進めてまいります。

次に、防災に関する施策でございますが、想定されている宮城県沖地震に対する防災対策の充実強化が急務とされております。

したがって、昨年の所信表明でも申し上げましたとおり、新たに防災担当を配置し、危機管理に万全を期してまいります。

また、先ほど、学校施設の耐震化を計画的に実施する旨の御説明を申し上げたところでございますが、平成19年度におきましては、その他の公共施設の耐震対策といたしまして、高橋跨線橋の耐震診断・耐震補強調査設計を実施するほか、山王地区公民館、あかね保育所、鶴ヶ谷児童館の耐震診断を実施し、そのうち、あかね保育所につきましては、飛散防止フィルムをガラス窓に張りつけるなどの耐震対策もあわせて行ってまいります。

さらに、鶴ヶ谷、笠神、桜木保育所の耐震改修設計を実施し、そのうち、鶴ヶ谷、笠神保育所につきましては、引き続き耐震改修工事を実施してまいります。

なお、桜木保育所の耐震改修工事につきましては、具体的な整備の時期や整備手法を検討し、計画的な取り組みを推進してまいります。

また、民間木造住宅の耐震対策につきましては、本年1月から避難弱者を対象とした耐震改修工事助成事業を実施しているところでございますが、平成19年度からは、市民一般を対象とした新たな助成制度を創設してまいります。

また、雨水対策につきましては、丸山雨水ポンプ場の一部供用開始に伴いまして、丸山排水区雨水幹線の整備を進めるとともに、今後の雨水幹線の整備に際しましては、雨水流出状況の解析を行い、既存の事業計画の見直しを図りながら、より効果的な整備に努めてまいります。

なお、毎年、宮城県内の各市町村で開催されてまいりました「9.1総合防災訓練」でございますが、平成19年度におきましては、宮城県並びに関係機関との連携のもと、多賀城市において開催することとしております。

次に、都市計画に関する施策でございますが、良好な都市景観形成を推進するため、実施計画に基づく歴史の道・詩都景観形成事業に取り組むほか、よりよい土地利用を促進するために、第三次多賀城市国土利用計画に基づき、市街化区域や市街化調整区域に関する区域区分につきまして、地域住民との対話を深めながら、平成21年度までに見直し作業を進めてまいります。

なお、平成19年度から平成20年度にかけて、宮城県、多賀城市、塩竈市並びに利府町が共同し、仙塩広域都市計画東部地域の都市計画道路の見直しを行うこととしております。

次に、中心市街地に関する施策でございますが、実施計画に基づく史都市心の顔づくりといたしまして、JR仙石線連続立体交差事業や多賀城駅周辺土地区画整理事業並びに関連道路の改良事業、また、中心市街地活性化事業を一体的に推進してまいります。

次に、道路に関する施策でございますが、新田高崎線道路改築事業などの道路改良工事を進めてまいります。

次に、上水道に関する施策でございますが、水需要の低迷に伴う料金収入の減少、仙南・仙塩広域水道の供給料金改定による負担増、また、施設の老朽化に伴う施設更新並びに災

害対策のための事業など、事業経営に関する課題は山積しておりますが、現行の料金体系を維持し、安全で良質な水を安定的に供給してまいります。

なお、より効率的な企業経営を目指し、事務事業の仕分けを進め、「民間にできるものは民間に」との方針のもと、アウトソーシング環境を整備してまいります。

次に、地域福祉に関する施策でございますが、今年度末までに策定を終えることとしている「多賀城市地域福祉計画」に基づき、だれもがともに支え合い、みんなが安心して暮らすまちづくりを目指して、この計画の趣旨や内容を広く市民に説明し、地域福祉への関心を深めてまいります。

次に、健康保持・疾病予防に関する施策でございますが、多賀城市健康増進計画「健康たがじょう 21 プラン」に基づき、市民みずからが主体的に健康づくりに取り組めるような意識啓発に重点を置くとともに、地域主催の健康づくり教室がより積極的に開催されるよう、地域への支援・指導を充実してまいります。

さらに、新たな取り組みといたしまして、生活習慣病の原因と言われておりますメタボリックシンドロームの改善のため、国民健康保険の被保険者を対象に「国保ヘルスアップ事業」を実施し、生活習慣病の予防対策を強化してまいります。

また、塩釜地区広域行政の長年の課題でありました塩釜医療圏における救急医療体制の整備でございますが、このたび、塩釜地区広域行政連絡協議会と塩釜医師会の小児科医師との協議が整い、土曜日の準夜帯（午後 7 時から午後 10 時まで）において小児救急診療が行われることとなりました。

これにより、平成 19 年 4 月 1 日から、塩釜地区休日急患診療センターで初期的治療としての応急対応が行われることとなります。

また、内科の救急診療体制につきましても、その実現に向けて塩釜医師会との協議を引き続き進めてまいります。

なお、肝炎ウイルス検査につきましては、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間に於いて、40 歳から 70 歳までの方々を対象とする検査を終えたことから、平成 19 年度以降は、新たに 40 歳を迎える方々に限定して実施してまいります。

次に、子育て支援に関する施策でございますが、実施計画に基づくたがじょう子ども生活塾を推進するとともに、留守家庭児童学級の利用児童数が増加傾向にあることに配慮し、指導員の増員を図るほか、児童手当につきましても、今般の制度拡充に応じて乳幼児加算手当を支給してまいります。

また、保育料の徴収基準額の見直しにつきましては、平成 17 年度税制改正における定率減税の縮減によって、平成 18 年分の所得税額が増額となることを考慮した場合に、当該所得税額を基準に算定される保育料の負担増加につながらないように所要の改正を行い、保護者負担の軽減を図ってまいります。

なお、認可外保育所の運営費補助制度でございますが、補助対象施設が増加していることから、限られた財源の中での制度存続を考慮し、補助額の見直しを行うこととしたものでございます。

また、私立保育所運営費補助制度でございますが、国の補助制度の変更に伴いまして、他の市町村との均衡を図るべく、補助額の見直しを行うこととしたものでございます。



次に、障害者福祉に関する施策でございますが、障害者自立支援制度に基づく地域生活支援事業の充実に取り組んでまいります。

なお、福祉工房「のぞみ園」につきましては、障害者自立支援法の定めによる法的施設として、多賀城市社会福祉協議会が運営していくこととしております。

また、福祉タクシー利用助成並びに障害者等燃料費助成制度でございますが、心身に障害を持つ方々の社会参加をより積極的に推進するため、身体障害者手帳3級の下肢障害者並びに呼吸機能障害の在宅酸素療法者を助成対象に加えてまいります。その際、限られた財源を効果的に活用していく観点から、障害者等燃料費助成額の一部を減額して対応してまいります。

次に、高齢者福祉に関する施策でございますが、介護予防を充実させる取り組みといたしまして、平成19年度から地域包括支援センターを3カ所に増設し、一層の介護予防・自立支援を推進するとともに、介護が必要になっても住みなれた地域で生活ができるよう、小規模多機能型居宅介護施設や地域密着型介護老人福祉施設の誘致を進め、さらなる地域密着型サービスの推進に努めてまいります。

さらに、高齢者みずからの積極的な健康づくりや、地域における介護予防の取り組みを促進するため、地域ぐるみの介護予防活動を支援したり、虚弱高齢者の生活を側面から支えていただける介護予防サポーターを養成してまいります。

なお、この介護予防サポーターにつきましては、みずから介護予防を実践しながら、相互に支え合いのコミュニティをつくっていただくという意味の願いを込めまして、団塊の世代の方々に担っていただけるよう、積極的に働きかけてまいります。

なお、特別敬老祝金でございますが、多賀城市全体の予算規模が縮減していく中で、100歳の長寿を迎える高齢者の方々がふえていく傾向にあること、並びに市の事務事業全般について見直しを行っている現状を考慮した場合に、現行の支給水準を維持していくことは大変困難な状況にあります。

したがって、今後とも特別敬老祝金の制度を継続する上で、所要の見直しを行ってまいります。

次に、公共賃貸住宅に関する施策でございますが、山王市営住宅の建てかえに関する基本構想を平成19年度中に策定してまいります。

次に、社会保障に関する施策でございますが、我々がこの社会の中で平等かつ自由に生きていくためには、他者との支え合いが必要ということだけでなく、国・自治体によって整備されたさまざまな制度を活用しなければなりません。

ナショナルミニマムを保障することは、国・自治体が全責任を負うべき領域であるということ認識し、この使命をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。その上で、国民健康保険制度や介護保険制度など種々の社会保障・保険制度が安定的に運営できるよう、市民の方々の理解と協力を促してまいります。

なお、過去3年間において生活保護世帯が約10%ずつの伸びを示していることから、それぞれの被保護世帯の生活状況に応じた自立助長のための就労支援を強化してまいります。

次に、学校教育に関する施策でございますが、特別支援学級や障害児の在籍する普通学級の補助員配置事業である「学校すくすくプラン」を引き続き実施し、心の教育の推進と児童生徒指導の充実を図ってまいります。

さらに、確かな学力をはぐくむ取り組みといたしまして、すべての教科に通ずる読解力を向上させてまいります。

この取り組みにつきましては、より専門的な知識と経験を有する市立図書館の司書を学校に派遣し、学校図書館と市立図書館との連携を図ることによって、児童生徒の読書推進のための基盤整備を図ろうとするもので、平成 19 年度におきましては、天真小学校並びに城南小学校をモデル校として実施するものでございます。

次に、生涯学習に関する施策でございますが、市民美術展や音楽祭、また、公民館まつりなど、市民の生涯学習活動の成果を発表する場の充実に努めるとともに、豊かな情操をはぐくみ、教養を培うための芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。

また、青少年の自立心が養われ、社会を担う一員として心身ともに健全に育成されるよう、学校、家庭、地域等が一体となった青少年健全育成への支援を推進していくほか、成人式に関しましても、より多くの市民が参画し、新成人の心に響くものとなるよう、市民組織の実行委員会による手づくりの企画運営を支援してまいります。

なお、公民館の利用料に関する減免制度でございますが、受益者負担の明確化や利用者間の公平性・公正性を確保する観点から、所要の見直しを行うこととしております。

次に、スポーツに関する施策でございますが、市民スポーツクラブとの協働により、市民だれもが取り組める健康スポーツを促進させてまいります。

次に、文化財に関する施策でございますが、現在その工事を進めております（仮称）考古資料館につきましては、歴史資料に触れる体験学習の拠点施設であることから、「埋蔵文化財調査センター体験館」として、本年 11 月 1 日から開館を目指し、順次整備を進めてまいります。

また、多賀城市の文化財をより多くの方々に知っていただけるよう、平成 19 年度から埋蔵文化財調査センター展示室の観覧料を無料としてまいります。

次に、生活環境に関する施策でございますが、多賀城市が取得した ISO14001 につきましては、平成 13 年度の認証取得以後、環境保全に関する継続的改善への取り組みが定着し、エネルギー削減などに一定の成果が上がったこと、並びに内部環境監査が充実したことを踏まえ、今後は ISO の認証を得なくても、多賀城市独自の取り組みとして環境に配慮する行動を実践し、より一層の成果を上げられるような取り組みを推進してまいります。

また、水質環境の保全を図る公共下水道の污水事業につきましては、特別史跡区域内の市川地区を整備し、受益拡大に努めるほか、多賀城駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせた整備を行ってまいります。

次に、廃棄物に関する施策でございますが、ごみの減量とリサイクルを推進するため、一般家庭に対する生ごみ処理容器購入助成を継続するとともに、子ども会等の資源回収団体の活動がより活発なものとなるよう、必要な支援を継続してまいります。

次に、都市緑化に関する施策でございますが、中央公園や城南地区の公園整備を推進するほか、花のまちづくり事業や、生垣助成事業を引き続き実施するなど、緑を守り、緑をつくり、そして、緑を支える取り組みを推進してまいります。

また、市木サザンカの普及啓発を推進するために実施してまいりました結婚記念植樹でございますが、平成 18 年度において 1,000 組を達成し、多賀城廃寺跡の「さざんかの森」が満杯になるほど市木サザンカの植栽が進みました。

このような成果を踏まえ、結婚記念植樹事業につきましては、廃止することといたしますが、今後は他の緑化施策との連携や一般家庭への広報活動により、市木サザンカの普及啓発に取り組んでまいります。

次に、農業に関する施策でございますが、国の品目横断的経営安定対策に対応するため、その対象となる農家経営体の育成に取り組むほか、米の生産調整を円滑に進めるための補助事業を実施するとともに、休耕田の大豆への集団転作を推進し、農家経営の安定に努めてまいります。

さらに、EM ボカシ肥料の普及に努め、農薬や化学肥料の使用を節減し、安全で安心な農作物の生産を促してまいります。

また、農業用排水路の整備事業につきましては、市民協働型の事業といたしまして、南宮地区並びに新田字北地区の整備を継続するほか、新たに八幡地区の整備にも取り組んでまいります。

次に、商工業に関する施策でございますが、市内企業の経営安定・健全発展のために、事業資金を必要とする中小企業への融資制度を継続するとともに、就労者の知識・能力を向上させ、さらには企業経営の活性化を図るため、人材育成に努めてまいります。

さらに、商工業者の経営合理化や改善等に関して経営指導等を行う商工会への支援を充実するとともに、商店街の振興を図るため、各地域の商店街イベントの活性化のための支援を行ってまいります。

また、労働市場の活性化並びに雇用促進を図るため、市内の企業に対し新規学卒者並びに障害者の採用、雇用拡大の要請を行いながら、昨年 11 月に開設いたしました地域職業相談室を核とした就職支援の強化や、若者を対象とした就職支援講座の開催に取り組んでまいります。

次に、観光に関する施策でございますが、平成 20 年 10 月から 12 月までの 3 カ月間、仙台・宮城 destinations キャンペーンが開催されます。

このキャンペーンは、宮城県内の各市町村がさまざまな催し物を行い、全国の JR 各駅等でそれを PR することによって、宮城県を全国に売り込もうとする催しでありますことから、平成 20 年度開催に向けて、多賀城市を全国に売り込んでいくための組織づくりや体制の整備を進めてまいります。

さらに、「多賀城跡あやめまつり」や「万葉まつり」を初めとする観光イベントへの支援を充実し、魅力ある歴史観光の推進を図ってまいります。

また、地場産品を活用した新たな名産品の開発、ヒット商品化、また、その販売体制の確立のために、「おいしい多賀城の味」や、史都多賀城古代米酒「おもわく伝説」の普及促進に取り組んでいる多賀城市観光協会を支援してまいります。

次に、市民参加のまちづくりに関する施策でございますが、実施計画に基づき、団塊の世代並びに高齢者に対する地域活動支援事業や、高齢者や身体に障害を持つ方々でも利用しやすい市民活動拠点施設の整備に取り組んでまいります。

これまで、平成 19 年度に実施してまいります主要な施策につきまして、第四次多賀城市総合計画の政策体系別に申し述べてまいりましたが、これらの事業をより効果的に実現し、市民の皆様により質の高いサービスを提供するためには、多賀城市役所の組織・機能をより効率的に運営するための行財政改革を一層推進することが重要となってまいります。

まず、行政組織の再編並びに職員の定員適正化に関する取り組みでございますが、既存の定員適正化計画では、今後20年をかけて370名体制を実現することとしておりましたが、これを今後10年で実現できるようにするため、アウトソーシング計画と連動させた形で、既存計画の見直しを行ってまいります。

また、この計画の見直しとあわせて、平成20年度には行政組織の大規模な機構改革を実施できるよう準備を進めてまいります。

なお、平成19年度におきましては、多賀城市の行政経営を戦略的に推進するための組織といたしまして市長公室を設置し、政策官庁としての機能を発揮できるような執行体制の整備を進めてまいります。

また、新たな財源確保に関する取り組みにつきましては、市長公室にプロジェクト推進担当を配置し、産業創造や企業誘致に果敢に取り組み、豊かな財政に貢献できる地域産業の振興を図ってまいります。

また、昨年度から行ってまいりました民間広告掲載活用事業につきましては、今後とも民間広告媒体となる市の施設等の積極的な活用を進め、施設等維持管理費用の低減に努めてまいります。

さらに、新田浄水場に隣接する公有地や道路残地等の積極的な売り払いに努め、一層の収入確保を推進してまいります。

また、納税者が納税しやすい環境を整備し、収納率の維持向上を図るため、平成19年度からコンビニ収納を行ってまいります。

なお、多賀城市職員親交会への補助金につきましては、平成19年度におきましても全額削減を継続してまいります。

また、職員給与につきましては、行政経費の捻出を目的として所要の見直しを行うこととしております。

次に、行政経営改革に関する取り組みでございますが、多賀城市の行政活動の成果目標を数値等を用いて明確にし、その目標の達成度や成果によって、個々の行政活動を評価し、改善していく仕組みである「行政評価システム」を、平成19年度から本格的に導入してまいります。

また、風通しのよい市政運営を推進するために、「地区懇談会」や「気軽にちょっと茶っ」とを通じて、住民の皆様との対話を機会あるごとに実施し、一層の情報発信や情報共有を推進してまいります。

なお、その情報発信手段のチャンネルをふやすべく、多賀城市のホームページを携帯電話でもごらんいただけるような環境を整備してまいります。

また、市民課の窓口業務や国保年金課の医療費助成申請業務等をアウトソーシングすることにより、効果的・効率的な事務の執行に努めてまいります。

また、入札参加資格に関する事務でございますが、申請者の利便性の向上と事務の簡素化を図るため、塩釜地区や黒川地区の市町村並びに一部事務組合13団体が連携し、平成19年度並びに平成20年度登録分の入札参加から、関係書類の共通化や共同窓口での受付を実施しております。

このように、より効率的で効果的な行政を展開していく上で、広域的な対応が適切と考えられる事務に関しましては、今後とも、広域行政体制整備の枠組みの中で検討を進めながら、それぞれの地域が抱える行政課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。

以上、平成 19 年度の施策の概要を申し上げましたが、これらを実施してまいります平成 19 年度当初予算の規模は、一般会計 174 億 3,000 万円、国民健康保険特別会計 50 億 8,900 万円、老人保健特別会計 38 億 5,400 万円、介護保険特別会計 23 億 900 万円、下水道事業特別会計 37 億 7,673 万 5,000 円、水道事業会計 25 億 676 万 8,000 円。総額で 349 億 6,550 万 3,000 円となり、前年度当初予算と比較して、一般会計では 3.8%の減、特別会計では、下水道事業が企業会計から特別会計に移行するため、41.2%の増、水道事業会計では 5.3%の増となり、総額では 1.9%の減となっております。

なお、平成 19 年度予算におきましては、三位一体の改革により所得税から個人住民税への税源移譲が本格的に実施されることに伴い、個人市民税が大幅な増収となる一方、所得譲与税を初め依存財源の廃止縮小等が行われることから、財源構成に大幅な変更を見込んでおります。

また、職員人件費の縮減や事務事業の見直しにより経常経費の抑制に努めているものの、児童手当の支給額の拡大や医療費等の社会保障費の増大、JR 仙石線連続立体交差事業や多賀城小学校校舎改築事業の継続等により、約 6 億 9,000 万円の財源が不足し、財政調整基金を取り崩すことにより、対応することとしております。

このように、多賀城市の財政状況は、大変厳しい状況となっておりますが、「緊急再生戦略構築のための取組指針」にお示したように、決して財政再建団体にならないという決意をもって、自立経営都市を目指して、抜本的な行財政改革を行い、財政の健全化に取り組んでまいります。

以上、平成 19 年度の施策の概要と予算案を説明申し上げます。

私は、これらの施策を実現することによりまして、多賀城市に暮らす 6 万市民の皆様にも最大の幸せを得ていただけるよう、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと存じますので、十分な御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 2 月 16 日から 2 月 18 日までは休会いたします。

来る 2 月 19 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 10 時 45 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 2 月 15 日

議長 阿部 五一

署名議員 相澤 耀司

同 藤原 益栄